

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業（エネ特会）

300百万円（ 236百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

「金融」は事業活動にとっての血流であり、金融の流れを環境に配慮したものとすることにより、事業者の地球温暖化対策の抜本的促進を図ることができる。平成 20 年度に入ってから、福田ビジョン、地球温暖化問題に関する懇談会（総理懇談会）、低炭素社会づくり行動計画等において、環境金融の促進の重要性が重ねて指摘されている。

環境に配慮した金融の一形態として、「環境格付け融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付け融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付けと低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付け融資の取組を促進するとともに、環境対策に積極的に取り組もうとする企業の環境対策を促進するため、環境格付け融資を行う金融機関に対し利子補給を行う事業として、平成 19 年度より実施しているものである。

2. 事業計画

民間金融機関が行う、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて低利融資を行う事業（環境格付け融資）において、当該事業により融資を受ける事業者が、融資を受けた年から 5 年以内に CO2 を 5 % 以上削減（原単位の改善）することを目標として誓約することにより、当該案件に係る融資残高の 1 % を限度として利子補給を行う。

3. 施策の効果

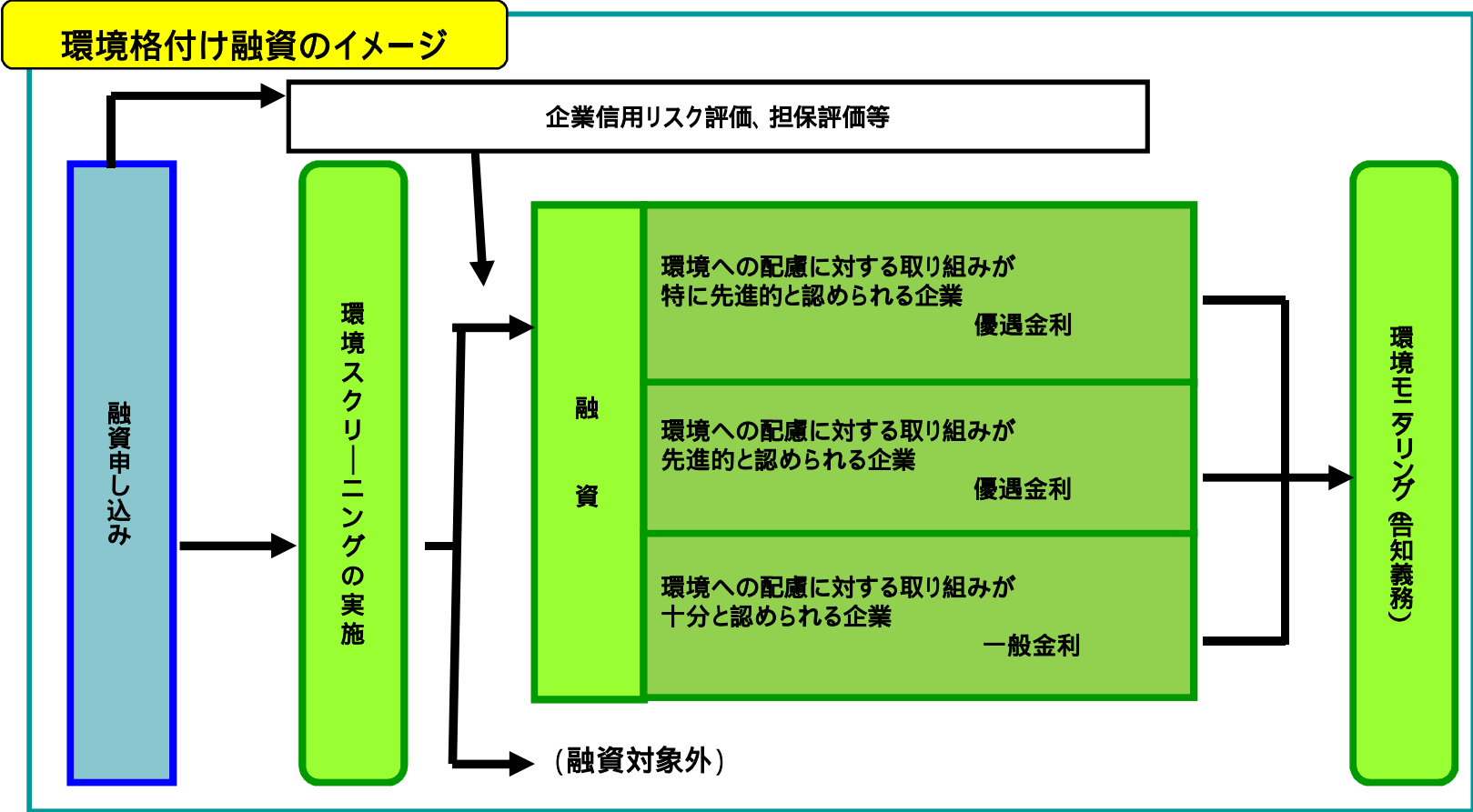
多くの民間金融機関が環境格付け融資を実施することにより、企業の環境対策が抜本的に促進される。

4. 備考

利子補給金 300百万円

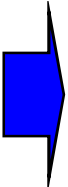
平成 21 年度においては、平成 19 年度融資企業に係る融資額（約 49 億円）、平成 20 年度融資企業に係る融資額及び平成 21 年度新規融資企業に係る融資額に係る利子補給が必要となる。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業



融資対象
地球温暖化対策

利子補給誓約条件
融資を受けた年から5ヶ年以内に「CO2削減効果が5%以上」を達成



利子補給
融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利 - 1%)で融資が受けられます。

環境スクリーニングにより決定された優遇金利
優遇金利 ・ 一般金利